

令和8年5月12日

総務部長 武富 将志  
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、5月12日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

| 指名停止業者名（本社所在地）              | 指名停止期間                       |
|-----------------------------|------------------------------|
| 株式会社A P I<br>(佐賀市光一丁目3番37号) | 令和8年5月13日<br>～令和8年7月12日（2か月） |

2 理由

前記事業者は、令和8年4月23日に佐賀市が行った佐賀市消防団小型動力ポンプ付積載車（普通車2WD／1台・軽自動車4WD／1台）の指名競争入札において、落札したにもかかわらず契約締結を辞退した。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。